

令和8年度（2026年度）

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
事業計画

【社会福祉事業】

1. 地域福祉の推進

第3期地域福祉活動計画に基づき、引き続き自治会・地区・市域の各エリアにおいて地域福祉活動を着実に推進します。

令和8年度は、新規の大規模事業の創設よりも、既存事業の再整理・再構築を優先する年度と位置づけます。これまで個別要請として顕在化してきた課題や、既存事業の実施手法について改めて点検を行い、必要性および効果を見極めながら、取組の整理・再構築を進め、必要な事業化および予算化を図ります。

また、補助金および委託料の見直し等により財政環境が変化する中、限られた資源を重点的かつ効果的に活用できるよう、事業内容および実施体制の再整理を進め、持続可能な地域福祉の推進を図ります。

複雑化・多様化する生活課題に対応するため、相談支援機能の安定的な運営と関係機関との連携強化を図ります。現場の負担軽減と支援の質の向上の両立を目指し、チーム支援体制の充実を進めるとともに、記録業務や情報整理等におけるICT・AIの活用を検討し、業務の効率化と支援の高度化を図ります。

さらに、福祉分野にとどまらず、多様な主体との連携・協働を推進します。多分野が協働できる場づくりを進めるとともに、専門職と地域住民が連携したケース会議や個別支援の取組を強化し、生きづらさを抱える人が地域で安心して暮らせる関係性の構築を目指します。

【事業費】は、人件費を含む経費見積額

(1) 福祉活動支援事業



① 地域福祉推進事業（地域福祉活動計画の推進と地区別福祉活動計画の推進支援）

【事業費】1,783千円

令和6年度からスタートした地域住民の主体的な行動計画である『第3期長浜市地域福祉活動計画』の推進を目指し、更なる地域住民・社協・行政の連携・協働

体制を強化し各地域の福祉活動の取り組みを推進します。市内全地区で策定された地区別地域福祉活動計画を基盤とした取り組みの推進および進行管理等について地区社協（福祉の会）との連携・協働を進めます。

また、活動の進捗管理や実践支援推進の検討を進めるため、長浜市地域福祉活動計画推進委員会を開催・運営します。

【内 容】

- 福祉懇談会の開催
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援
- 長浜市地域福祉活動計画の進捗管理および新たな地域解決に向けた取り組みの検討

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8. 活動を支える仕組みづくり	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

② 地区社協支援事業 【事業費】 23,351千円

生活課題が複雑・多様化する中で、地区社協は地域福祉活動推進の基盤団体であるとともに、住民活動の主体的な取組の場としての役割を担っています。それぞれの地域実情・福祉課題に応じた住民主体の地域福祉活動がより一層推進されることを目的に地区社協活動の運営を支援します。

【内 容】

- 地区社協代表者会議の開催
- 地区社協役職員研修会の実施
- 地区社協活動推進事業費・事務局運営補助金・強化支援事業助成金の交付
- 地区社協運営・活動支援（事務局担当含む）
- 地域福祉コーディネーターの配置
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8.活動を支える仕組みづくり	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

③ 福祉委員支援事業 【事業費】 3,249千円

地域における福祉課題の解決に向けた取り組みや、地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援することで、地域実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動がそれぞれの地域で実践されることを目指します。

地区社協、民生委員・児童委員等との連携のもと、小地域福祉活動の担い手として活動できる環境づくりを推進します。

また、小地域（自治会など）を単位とした福祉課題解決に向けた取り組みや、近隣住民によるきめ細やかな見守り活動、地域交流の推進を目指し、地域福祉活動の担い手を養成します。

【内 容】

- 福祉委員活動に対する相談・助言・事業企画援助等
- 福祉委員を対象とした研修会・交流会の開催 ※地区社協との共催

- 福祉委員の設置に向けた相談・支援 ※未設置地区
- 福祉委員活動事例集の作成および事例紹介資料等による活動周知
- 具体的な活用方法を学ぶ福祉委員養成講座の開催

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

④ 地域見守り活動推進事業 【事業費】4,444千円

日ごろの支えあいの積み重ねによる、いざという時の迅速な対応や、安心して暮らせる地域づくりを目指します。地域の支えあいを基盤とした見守りや声かけをはじめとする支えあい活動に加え、市の避難行動要支援者、要配慮者対策と連携を図り、防災・減災活動、避難支援体制整備（防災・福祉マップ作成や避難支援・見守り支えあい制度の登録支援等）を啓発、推進します。

【内容】

- 自治会等の防災・減災活動の取り組みに対する支援（防災福祉マップ作成・研修会等の開催支援）
- 身近な住民同士の支えあいを推進する啓発活動・研修会などの開催
- 見守り活動支援物品（命のバトン）の配布による、自治会を中心とした見守り体制の構築
- 避難支援・見守り支えあい制度の登録促進
- ながはま見守り活動フォーラムの開催

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑤ ふれあい電話事業 【事業費】920千円

登録されたひとり暮らし高齢者や身体の不自由な方等に対し、市内のボランティアの協力のもと、自宅に電話をかけ、季節の話や健康のこと等、身近なことを話すことで、あたたかい声掛けと安否の確認を行います。会話を通じ悩みや心の寂しさ、生活上の不安等を聞き、必要に応じて民生委員・児童委員、地域包括支援センター、関係機関との連携を図り見守り活動に努めます。

【内容】

- 事業利用者への電話活動による安否確認、福祉ニーズの把握
- ふれあい電話ボランティアの研修・交流会の開催
- 事業利用者への手作り年賀状送付

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑥ 小地域サロン支援事業 【事業費】5,659千円

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる基盤づくり、世代間の交流活動の推進、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあいの輪を広めることを目的として小地域でのサロン活動を推進します。

地域ボランティアが主体的に取り組み、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな方々を中心として、すべての地域住民が共にふれあい

仲間づくりを行えるようサロン活動の支援を行います。

また地区社協と連携・協働によりサロン運営者の支援を行い、より充実したサロン活動の推進に努めます。

【内 容】

- 新規団体の立ち上げ支援
- 活動団体に対する情報の提供、相談・助言、ノウハウの提供
- わたしの居場所づくりフォーラム連続講座の開催
- 活動メニューに対する支援（社会資源の発掘・講師等の派遣）
- 活動費の助成
- サロン支援員の配置による活動支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	3. つながりを深めあう居場所づくり	①身近な地域の居場所づくりを推進します

⑦ 広報・啓発活動

【事業費】2,214千円

地域の福祉活動や本会の取り組みおよび福祉関係の情報を提供する広報誌、ボランティア活動者向けの情報紙の発行、ホームページ、SNS（Facebook等）の運営を行います。情報提供や福祉活動の取組紹介などによる地域福祉に対する意識向上、地域福祉活動への参加促進、活動者や当事者の交流のきっかけづくりを図るとともに、本会活動に対する理解と関心を深めます。

【内 容】

- 広報誌 年3回発行（7月・11月・3月号）
※発行部数：7,000部 市内組回覧 県内関係機関配布
- ボランティア情報紙の発行
- サロン情報紙「サロン通信」年2回発行
- ホームページの運営（アドレス <http://www.nagahama-shakyo.or.jp/>）
- Facebookによる情報発信
- 公式LINEによる情報発信
- YouTubeチャンネルによる情報発信
- Instagramによる情報発信

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑧ 福祉団体助成事業

【事業費】1,859千円

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成等を行うことで、福祉団体の育成と活動の促進を図ります。

また、必要に応じて福祉団体との連携による協働事業等を実施し、地域福祉活動の効果的かつ効率的な企画と実施に努めます。

【内 容】

- 福祉団体の運営および福祉活動に対する相談支援
- 福祉団体の活動費に対する事業助成金の交付

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	8. 活動を支える仕組みづくり	①福祉活動団体の基盤を強化します

⑨ 歳末たすけあい運動 **【事業費】** 2, 549千円

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員・児童委員、地区社協等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいや支えあいの活動を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進および住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内容】

- 緊急用食料品の給付
- 要保護世帯図書カード支援事業
- 特別支援学級学用品助成事業
- 歳末あったか友愛訪問事業
- 歳末行事支援事業

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	6. つながりを重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

⑩ しょうがい者等交流事業

1) 一般就労者交流支援事業（元気クラブ）

一般就労する知的しょうがい者が充実した生活を送ることができるよう、余暇の充実を図るため、余暇活動を通して、仲間づくりや地域との交流、社会参加を果たしていけるよう、はたらき・くらし応援センターこほくとの連携・協働により余暇活動支援に取り組みます。

【内容】

- しょうがい者の体験学習・余暇活動支援（体操、スポーツ、料理教室、交流事業等）
- 事務局会議（企画会議）の開催

2) しょうがい児者理解促進出前講座事業

地域で開催される行事やその他企画において、誰もが活動に参画できるつながりづくりを推進します。

【内容】

- 福祉活動者を対象としたしょうがい研修会（しょうがい平等研修等）の開催支援

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑪ ふれあい備品購入助成事業 **【事業費】** 1, 913千円

自治会の交流を目的とした備品の購入助成を通して自治会相互のふれあい、交流の機会づくりを促進します。

また、赤い羽根共同募金を財源とした地域活動備品の整備を進めることで、募金に対する地域住民の理解を深めます。

【内容】

- 自治会に対する福祉活動・世代間交流に必要な備品購入費助成

※1自治会 50,000円以内 購入費総額の2/3以内

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑫ ふれあい用具貸出事業 【事業費】1,338千円

自治会など地域福祉活動を推進する団体等が行う地域行事に対して、必要な用具を貸出し、地域での交流事業の活性化を図り、福祉のまちづくりを推進します。

【内容】

■地域交流に必要なイベント用具等の貸出

(綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、プロジェクター、レクリエーション器具等)

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑬ 福祉用具・福祉車両貸出事業 【事業費】2,724千円

介護保険制度やその他福祉サービス等が利用できない在宅で生活する高齢者やしょうがい者等に車椅子を貸出して在宅での生活を支援します。

また、外出支援として高齢者やしょうがい者の移動や社会参加促進のため車椅子移送用車両を貸出します。

【内容】

■車椅子の貸出

■車椅子移送用車両の貸出

(長浜センター・虎姫センター・木之本センターに配置)

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑭ 社会福祉功績者表彰式 【事業費】1,770千円

社会福祉の推進、向上に多大な貢献をされた個人、団体を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄付していただいた個人、団体に対しては感謝状を贈呈し、地域貢献に対する意識の啓発に努めます。

【内容】

■社会福祉功績者表彰式の開催

■福祉標語、福祉ポスター表彰式の開催

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑮ 福祉出前講座 【事業費】306千円

地域住民・自治会・団体等を対象に見守り活動、ボランティア、介護、インスタントシニア体験、地域サロン等の専門職員を講師として派遣することにより、社会福祉の啓発と本会事業に対する市民の理解を深めます。

【内容】

■福祉出前講座の講師派遣

※介護・ボランティア・インスタントシニア体験・小地域サロン講座・地域福祉権利擁護講座等

■福祉出前講座メニューの企画・開発、パンフレット作成、情報発信

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑩ 日常生活支えあい促進事業 **【事業費】 3, 137千円**

高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、中山間地域の過疎化などが進行する一方で、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方も増加しています。地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援団体（生活支援ボランティア団体等）の設立および活動支援を行います。

【内容】

- 生活支援ボランティア団体等の設立支援および活動支援
- 生活支援ボランティア団体情報交換会、スキルアップ研修会の開催
- 新規活動者養成講座の実施
- 地域活動支援車両の貸出

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあう生活支援	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

⑪ 地域除雪推進事業 **【事業費】 185千円**

自治会内での除雪活動を推進し、高齢者世帯やしょうがい者世帯等の生活道路の確保や安全確保につなげます。

【内容】

- 自治会における除雪活動時の傷害保険・賠償保険の加入

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 日ごろのつながりで取り組む災害支援	①災害時を想定した地域の支えあい体制を推進します

⑫ ひきこもり者等支援事業 **【事業費】 1, 457千円**

不登校者やひきこもり者が家族以外の他者と交流するかけはしとして、自宅以外に安心して過ごせる場所を提供することで、自立した生活へつながるよう支援します。また、当事者同士の交流による支えあいづくりを推進するとともに、悩みを抱え地域で孤立しがちな家族に、互いに相談できる場所をつくることで、ともに支えあう関係づくりを支援します。

【内容】

- 居場所づくり（えんかふえの開催）
- 家族交流会の開催
- ひきこもり者支援団体の活動支援および情報交換会の開催

- 市民向け研修会の開催
- ひきこもり者支援団体活動費助成
- 長浜市の不登校児童・生徒に対する教育の推進にかかわる連絡協議会の運営

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

⑱ 福祉バス運営事業 【事業費】 6, 370 千円

福祉団体等の実施する様々な活動（大会参加、研修事業、交流事業、ボランティア活動）の実施や参加を支援するため福祉バスを運行します。

【内容】

- 福祉バスの運行 ※バス事業者へ委託
- 福祉団体等の事業・活動の支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8. 活動を支える仕組みづくり	①福祉活動団体の基盤を強化します

⑳ 子ども食堂支援事業 【事業費】 1, 173 千円

子どもが健やかに安心して育つことができる地域を目指し、食事をテーマにした地域住民全体の居場所づくりに取り組む「子ども食堂」を応援することで、地域の世代を超えたつながりづくりを支援します。

【内容】

- 子ども食堂の新規立上げ、活動継続支援（寄付物品の分配）
- 子ども食堂研修会（外部講師による研修2回）、SNSを活用した情報発信
- 活動費の助成

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながり重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

㉑ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター） 【事業費】 34, 376 千円

高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、地域住民をはじめ生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実および強化、高齢者の社会参加などの支え合い活動の推進を図ることを目的に生活支援コーディネーターを設置します。

【内容】

地域住民と地域内にある様々な専門機関、介護事業者、福祉団体等と連携し、地域に不足するサービスの創出、担い手の養成などの資源開発や関係者間の情報共有等を目的としたネットワークの構築、地域の支援ニーズの把握やサービス提供主体の活動のマッチングなどを主な役割として担います。

- 生活支援コーディネーターの設置

【市域】 2名 【地区（地区社協単位）】：各1名

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあう生活支援	①日常的な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します
	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

② 認知症サポーター養成等事業 【事業費】2,919千円

高齢化の進展に伴う認知症者の増加に対し、認知症サポーター等を養成し、その活動の支援に取り組むことで、認知症者やその家族が安心して暮らせる地域をつくる理解と支援の輪を広げます。

【内容】

- 認知症キャラバン・メイト活動の支援
- 認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症キャラバン・メイト養成講座の開催

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあう生活支援	①日常的な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

③ フードバンク・フードドライブ支援事業 【事業費】562千円

新型コロナウイルス感染症などの影響により、生活に困窮する方の支援として、特に食料を中心とした「寄付から配布」の流れをつくるフードバンク・フードドライブ活動を支援することで、地域のつながりによる困窮者支援を推進します。

【内容】

- フードバンク・フードドライブ活動団体の支援
- 企業や団体との連携づくり支援
- 食料配布活動の支援
- 広報啓発活動の支援
- 活動費の助成
- 市や関係機関との連携支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

④ 志でつながる支えあいの地域づくり事業 【事業費】11,358千円

住民等が主体的に地域課題、生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整備するとともに、課題を包括的に受け止められる体制づくりを推進し、地域共生社会の実現に向けた地域の基盤づくりを推進します。

【内容】

- 地区における「暮らしの支えあい検討会」の開催支援
- 「地域共生社会」研修会の開催
- 相談支援包括化推進員、地域連携推進員の配置

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	①住民主体による課題の共有と解決に向けた検討に取り組みます
	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

②5 参加支援事業 【事業費】 4, 474千円

生きづらさを抱える人と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うとともに、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができているかフォローアップするほか、受け入れ先の悩みや課題等に対するサポートを行います。

【内容】

■生きづらさを抱える人の社会参加支援の取り組み

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します
	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

②6 福祉とデザイン研究会 【事業費】 7, 217千円

福祉課題に柔軟に挑戦していくための、実践的で実験的な取り組みです。福祉分野にある「困りごと」を解決していくため、新たな可能性を生み出す資源として捉え、多分野の協働により育てることを試みます。

【内容】

■「困りごと」を持つ当事者と地域で活躍するデザイナーがチームをつくり、課題解決のためのプロジェクトを実践します

■各プロジェクトに対するアドバイスやワークショップを行います。

■活動を SNS やウェブサイト等を通して幅広い層に情報発信を行います。

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉支援機能を拡充します

②7 トワイライトステイ事業 【事業費】 6, 600千円

要保護児童対策地域協議会をはじめ地域の様々な主体やボランティアと連携し支援が必要な子どもの夜の居場所をつくります。また、居場所を通して地域で見守りができる体制や関係づくりを推進します。

【内容】

■支援が必要な子どもの夜の居場所づくり

■フードバンクや子ども食堂、民生委員・児童委員、ボランティアと連携した地域の見守り体制づくり

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑳ 子ども見守り強化支援事業 【事業費】 2, 200千円

支援が必要な児童や養育に心配がありながら自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭や児童に対し、居宅訪問などにより社会とのつながりや生活習慣等の定着の支援に取り組みます。

【内容】

- 居宅訪問などによる生活習慣、学習習慣の定着等の働きかけ
- 子どもと家庭の社会とのつながりづくりの維持、強化

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

㉑ ながはまデジタルサポーター養成事業 【事業費】 996千円

デジタルデバイド（情報格差）対策として、高齢者等に対するデジタル支援を行うボランティア（デジタルサポーター）の活動支援に取り組みます。

【内容】

- デジタルサポーターの活動支援（活動調整・勉強会の実施）
- デジタルサポーター活動の周知啓発（情報紙および SNS による情報発信）

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながり支えあう生活支援	①日常的な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

㉒ 学習支援事業 【事業費】 4, 436千円

被保護者および生活困窮世帯の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習習慣の定着と学力の育成を図る支援に取り組みます。

【内容】

- 「ながはま夢さくら塾」の開設

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながり重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

㉓ 生きづらさを抱える人による生活支援「ビワマックス」 【事業費】 402千円

生きづらさを抱える人と高齢者の介護保険サービスの狭間にあるニーズをマッチングし、両者の課題解決を図る生活支援活動の創出に取り組みます。あわせて、関係機関と連携し、活動の円滑な継続に向け支援を行います。

【内容】

- 生きづらさを抱える人と高齢者の介護保険サービスの狭間にあるニーズ把握およびマッチング
- 生活支援活動の実施に向けた関係機関との連携

- 活動者への活動費支給
- 活動状況の共有と支援の検討

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

③② 多団体連携による居場所づくり **【事業費】 707千円**

事業所や企業など、多様な主体が参画する居場所の活動支援を行い、地域住民が各自の状況や思いに合わせて交流の場に参加できる体制づくりに取り組みます。

【内容】

- 既存の活動の継続支援
- 新規活動開始に向けた支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8.活動を支える仕組みづくり	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

③③ 男性主役の活動の場づくり **【事業費】 687千円**

男性が主役となって活動できる場づくりの支援を行うことで、既存のサロン等に参加しづらいと感じる男性の閉じこもりを予防し、社会参加の機会づくりに取り組みます。

【内容】

- 既存の活動グループの活動支援
- 新規活動開始に向けた支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	3. つながりをもつ居場所づくり	②趣味や特技を活かした居場所づくりを推進します

③④ 発達に支援を必要とする人の社会参加事業 **【事業費】 420千円**

発達に支援を必要とする人が、地域ボランティアとの交流活動を通じて社会とのつながりを築き、自らの存在が認められる経験を得ることができるよう支援に取り組みます。あわせて、地域の一員として自然な関わりをもてる場を提供することで、当事者と地域双方の相互理解を深め、孤立の予防と社会参加の促進に取り組みます。

【内容】

- 発達に支援を必要とする人と地域活動者のマッチング
- 活動の実施に向けた関係機関との連携

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながり重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

③⑤ 多文化共生支援事業 **【事業費】 1,142千円**

多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人住民を地域の担い手として位置づけ、多文化交流サロンの開催を通じて住民同士の相互理解とつながりを促進する。また、労働・教育・医療・福祉等の課題に対応するため、外国人の困りごと解決検討

会議を設置し、関係機関が連携したワンストップ相談・伴走支援体制を構築する。これにより、孤立の防止と早期支援を図り、持続可能な地域共生社会の実現を目指す。

【内 容】

- 多文化交流サロン開催
- 外国人の困りごと解決検討会議

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	②生きづらさを抱えた人たちを支援する活動に取り組みます

③⑥ 子供の医療連携ネットワーク推進事業 【事業費】 3 1 6 千円

子どもを主な対象とした医療、福祉、教育、ボランティア支援活動等の多分野による主体で構成されたネットワークを構築することで、専門職や地域住民の学習機会づくりの場づくりや協議のプラットフォームづくりに取り組みます。

【内 容】

- 医療、福祉、教育、ボランティア支援活動等の交流とつながりの場づくり
- 子どもの医療をテーマにした連続講座の開催

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	8.活動を支える仕組みづくり	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

③⑦ 健康づくり支援事業 【事業費】 4 0 6 千円

市域および地域で健康づくり、フレイル予防を目的とした取り組みを支援することで、高齢者の介護予防、地域住民どうしの交流・参画の場のきっかけづくりを行います。

【内 容】

- 市域および地域における健康づくり、フレイル予防の取り組み促進
- 新規活動開始に向けた支援

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながり支えあう生活支援	①住み慣れた地域でいつまでも暮らせる生活支援活動を推進します

(2) ボランティア支援事業



① ボランティアセンター事業 【事業費】 1 3, 7 0 2 千円

市民が幅広くボランティア活動に対する関心や理解を深め、自ら参加できるような活動に関する相談窓口を運営します。また、情報の発信、資料の提供、養成講座の開催、啓発を行い住民参加による地域福祉の推進を図ります。

ボランティアセンターの機能強化・体制整備を図るとともに、市民協働センターとの連携・協働体制を構築し、市民活動・ボランティア活動の更なる推進を図ります。

また、本会各センターにおいてボランティア活動保険の加入手続、ボランティア

相談等の実施を通して地域特色に応じたボランティア活動の充実を図り、総合的なボランティア活動の推進体制を整備します。

【内 容】

- ボランティア登録・ボランティア相談
- ボランティア活動団体等への支援
- ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ボランティア活動の啓発（情報紙の発行・社会福祉大会の開催）
- 市民協働センターとの連携・協働体制の構築
- 地域貢献活動の推進事業

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	① つながりを広げる交流と参画を推進します
	8. 活動を支える仕組みづくり	③ 市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

② 災害ボランティアセンター体制整備事業 **【事業費】** 1, 290千円

災害ボランティアセンター機能の充実を図り、万が一の災害時に円滑な災害ボランティアセンターの設置および運営が実施できるよう職員が中心となり、住民と共に準備を進めます。また、住民への啓発活動に取り組むことで災害に対する関心を高め、災害への備えと災害に強いまちづくりを推進します。

【内 容】

- 災害ボランティアセンターの体制強化
- 災害ボランティアセンターの啓発
- 災害ボランティア研修会の開催
- 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- 災害ボランティアセンター運営サポーターグループの育成
- 災害ボランティアセンター運営システムの構築および運用
- 災害ボランティアセンター備品整備

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	7. 日ごろのつながりで取り組む災害支援	② 災害ボランティアセンター活動を拡充します

③ 福祉教育推進事業 **【事業費】** 2, 383千円

市内の小中学校、高等学校、特別支援学校、住民、企業等を対象としてボランティア活動や日常の身近な福祉活動を推進し、福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、たすけあいと思いやりの心の育成を図ります。

人権教育の一環として福祉教育を推進し、「自分のことも周りの人も大切に思う気持ち」「違いを認めあい共に生きる」を基本に社会参加および連帯感を高め、豊かな人間性の育成を図ることや福祉の心を深めることを目的に実施します。

【内 容】

- 教育機関等におけるボランティア体験・福祉体験等の推進
- 福祉教育に関するプログラムの作成支援

■福祉教育にかかるボランティア講師・職員等の派遣

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

④ **ながはま・ファミリー・サポート・センターの運営** 【事業費】3,763千円

市内の子育て世帯の支援を目的に、援助を行うボランティアと、援助を希望する住民をマッチングし「地域による子育て」を推進します。

【内容】

- ボランティア、利用者の募集（会員登録）
- 会員による援助活動のマッチング
- 援助活動の研修会の開催
- 関係機関との連絡調整に関する業務
- センターの広報に関する業務

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	5. つながりのでえあう生活支援	①日常的な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

(3) 生活相談支援事業



① **地域福祉権利擁護事業** 【事業費】40,435千円

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的や精神にしょうがいのある方等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管等を行うことで要援護者の生活課題の把握・改善につなげるとともに、権利侵害を未然に防ぎ地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内容】

- 要援護者のしょうがいや疾患状況および生活環境に応じた日常生活支援
- 福祉サービスの利用援助
- 日常金銭管理
- 書類等の預かり

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

② **成年後見事業（成年後見権利擁護センター）** 【事業費】18,783千円

市成年後見制度利用促進基本計画の中核機関として、市民や福祉事業者、成年後見人等から制度等に関する相談に応じ、必要な助言および申立手続き支援等を行うことで、円滑かつ適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、広報活動、担

い手人材の育成、後見人支援に取り組みます。

また、本会が成年後見人等として被後見人に対する支援を実施します。被後見人自らの意思決定を尊重し、成年後見人等として生活全般における支援を行なうことで被後見人の権利擁護と豊かな人生をサポートします。

【内 容】

■中核機関業務

- 成年後見制度や権利擁護全般に関する相談と成年後見制度の利用促進
- 申立支援（本人・親族等）および市長申立の事務支援
- 成年後見制度の適切な普及を目的とした啓発活動、出前講座の開催
- 成年後見に関する講座の開催
- 成年後見受任者への支援（交流・情報交換会、研修会等の開催、相談支援）
- 受任調整会議の開催
- 関係者協議会、地域連携ネットワーク会議の開催

■法人後見業務

- 被後見人等に対する身上保護・財産管理
- 家庭裁判所の審判等に基づく代理（同意）行為

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

③ よろず相談事業 **【事業費】** 3, 1 1 5 千円

住民の日常生活上の様々な悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置します。多様化する相談に対して相談員の資質向上に努めるとともに、適切な情報提供や行政機関等との連携を図り、住民にとって信頼感と親しみある地域の相談窓口を提供します。

【内 容】

■よろず相談

- 開設日：長浜市地域福祉センター 月曜日～金曜日
湖北福祉ステーション 毎月第4水曜日
木之本福祉ステーション 毎月第4木曜日
- 相談員：行政相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員、有識者

■法律相談

- 開設日時：毎月第2・4木曜日 13:00～16:00
- 相談員：弁護士
- 開催場所：長浜市地域福祉センター

■相談員研修会の実施

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

④ 生活福祉資金貸付事業 **【事業費】** 1 8, 6 0 4 千円

低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯等が抱える生活上の課題に対して世帯更生のための資金等の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るための支援を行います。

【内 容】

■総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付相談・事務

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑤ たすけあい資金貸付事業 【事業費】 3,757千円

低所得者世帯などに対して一時的な生活困窮による生活の破綻を回避するために、生活維持に必要な資金を貸付けることで当該世帯の維持を支援します。

【内 容】

■緊急的な生活費の貸付 一世帯40,000円を上限

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑥ 緊急食料給付事業 【事業費】 680千円

予測できない事由などにより、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対して食料品の給付および調理器具等の貸与を実施し、生活困窮世帯の安定を支援します。

【内 容】

■食料品（米・缶詰・レトルト食品等）の提供

■調理器具（カセットコンロ等）の貸与

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑦ 湖北基幹相談支援センターふらっとの運営 【事業費】 77,866千円

1) 計画相談支援事業所

しょうがい福祉に関するさまざまな課題について、福祉の総合相談窓口として本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用計画の作成等の支援を行います。

また、福祉サービスを利用または利用見込みのしょうがい児(者)に対して計画相談支援に基づくサービス等の利用計画の立案を実施することで、適切なしょうがいサービスを利用し安心して生活できるよう支援します。定期的にサービス利用状況のモニタリングおよびアセスメントを行いサービス計画の適切な見直しを実施します。

地域生活支援拠点等コーディネーターとして、圏域の相談支援事業所や福祉サービス事業所、医療機関等とのネットワーク構築、緊急時の受け入れ体制、地域の支援力の底上げを担い、しょうがい児者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備します。

【内 容】

- しょうがい福祉サービス等の利用援助
- 生活支援に関するしょうがい福祉サービス計画の作成および見直し
- サービス調整連絡会議の開催
- しょうがい福祉サービス等の情報収集および情報提供
- 成年後見制度の利用支援
- 研修会への参加
- 相談支援従事者研修等の受講
- 地域生活支援拠点等の整備

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

2) 基幹相談支援センターの運営

長浜市および米原市から委託を受け湖北圏域における相談支援体制強化の中核的な役割を担うために、基幹相談支援センターを運営します。センターでは複雑化かつ多様化するニーズに対応するため、湖北福祉圏域の課題集約と整理、解決に向けた協議を実施します。また、しょうがい児者自らが選択した場所で、希望する生活を続けることができるよう相談支援専門員が実施するケアマネジメントへの助言やサポート、しょうがい福祉専門職の人材育成、関係機関との連携強化（地域生活支援拠点等の整備・自立支援協議会事務局機能等）に向けた取り組みを進めます。併せて、しょうがい相談支援事業所との一体的な運用を実施することにより、日常的な相談から専門的な相談までを横断的に対応します。

【内容】

- 地域の相談支援体制を強化するための取組
- 福祉人材育成に向けた研修会等の実施
- 専門的・総合的な相談支援の実施
- 地域生活を支えるための体制整備に係る検討
- 障害福祉のしごと魅力発信等事業
- 滋賀県高次脳機能障害圏域ネットワーク事業
- 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の事務局運営

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	6. つながりを重ねあうセーフティネット	③安心して暮らせる相談支援機能を充実します

2. 介護事業の運営

持続可能な介護サービスの提供に向け、経営の安定化と業務改善を進めるとともに、テクノロジーの活用によるサービスの質の向上および働きやすい職場環境づくりを推進します。

近年、介護人材の確保や利用ニーズの変化、報酬制度を取り巻く環境の変動等により、介護事業の経営環境は厳しさを増しています。令和8年度は、将来にわたり安定したサービス提供を継続できる体制の確保を最重要課題として取り組みます。

組織体制や役割分担の整理に加え、事業所機能や提供体制の検証を進めます。また、限られた人的・財政的資源を有効に活用する観点から、事業運営の在り方について継続的に検証を行い、効率的かつ安定的なサービス提供体制の最適化を図ります。

業務効率化と人材の適正配置を一体的に進め、地域における介護サービスの継続性を重視した事業運営を行います。



(1) 居宅介護支援事業所 (ケアプランセンター)

【収入】109,136千円

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、要支援・要介護認定を受けた人のケアプランを作成し、関係各所との連携強化を図りながら、自立した在宅生活を支援します。

地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業所等との連携を強化し、多様化する支援ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

【実施サービス】

- ① 指定居宅介護支援事業 (介護保険事業)
- ② 介護予防支援事業 (介護保険事業)
- ③ 第1号介護予防支援事業 (市受託事業)

【事業拠点】

- しゃきょうケアプランセンターぴいす (長浜北部福祉センター内)
- しゃきょうケアプランセンターらいと (西浅井福祉ステーション内)

(2) 訪問介護事業所 (ヘルプステーション)

【収入】178,433千円

介護保険法、障害者総合支援法などに基づくホームヘルプサービス等を提供し、身体介護、生活援助等の支援を通じて、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるよう、利用者の在宅生活を支援します。

多様化する生活課題に対応するため、職員の専門性向上を図るとともに、サービス提供体制の効率化や担い手確保に向けた取り組みを進めます。

【実施サービス】

- ① 指定訪問介護 (介護保険事業)
- ② 総合事業訪問介護 (介護予防日常生活支援総合事業)
- ③ 居宅介護 (障害者総合支援事業)
- ④ 重度訪問 (障害者総合支援事業)
- ⑤ 同行援護 (障害者総合支援事業)
- ⑥ しょうがい者等移動支援事業 (市受託事業)

⑦ 養育支援訪問事業（市受託事業）

⑧ 自費サービス（介護保険外サービス）

【事業拠点】

しゃきょうヘルパーステーションこくあ（浅井福祉センター内）

しゃきょうヘルパーステーションあとれ（特別養護老人ホーム伊香の里内）

（３）通所介護事業所（デイサービスセンター）

【収入】 659,346千円

生活機能の維持向上を目指し、必要な日常生活上の支援および機能訓練を通じ、利用者の心身等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

利用者の状態像や地域ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。あわせて、稼働率の維持向上に向けた分析と改善に取り組みます。

【実施サービス】

① 通所介護事業（介護保険事業）

② 総合事業通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）

③ 共生型生活介護（しょうがい福祉サービス事業）（※の事業所で実施）

【事業拠点】

リハビリデイサービス東部（長浜東部福祉ステーション内）

神照リハビリデイサービス（長浜北部福祉ステーション内）

リハビリデイサービス浅井（浅井福祉ステーション内）

デイサービスいろはの湯※（虎姫生きがいセンター内）

リハビリデイサービス湖北（湖北福祉ステーション内）

しゃきょうデイサービス高月※（高月福祉ステーション内）

リハビリデイサービス伊香の里アネックス（木之本福祉ステーション内）

しゃきょうデイサービス伊香の里（特別養護老人ホーム伊香の里内）

リハビリデイサービス西浅井（西浅井福祉ステーション内）

（４）地域密着型介護事業所

【収入】 50,082千円

家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた身近な事業所において、なじみの言葉や風習が漂うなかで、穏やかな生活が送れるよう、地域や関係各所との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添う日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

通い・訪問・泊りの機能を一体的に提供する特性を生かし、地域包括ケアの中核的な役割を担う体制づくりを進めます。

【実施サービス】

① 小規模多機能型居宅介護事業（介護保険事業）

② 介護予防小規模多機能型居宅介護事業（介護保険事業）

※通い、訪問、泊りを一体的に提供するサービス

【事業拠点】

しゃきょう小規模多機能型居宅介護事業所ひなたぼっこ

(5) 特別養護老人ホーム伊香の里

【収入】340,663千円

要介護認定を受け、在宅での生活が困難な方に対して、施設に入所していただき、日常生活全般の介護を提供します。

在宅で介護を受けられている方に対しては、短期間入所していただき、施設において日常生活全般の介護を提供します。

施設サービスの質の向上に努めるとともに、在宅復帰支援や地域との連携強化を図り、利用者の生活の継続性を重視した支援を行います。

【実施サービス】

- ① 介護老人福祉施設（介護保険事業）
- ② 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（介護保険事業）

(6) ケアハウス伊香

【収入】27,932千円

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安がある方で、家族等による援助を受けることが困難な方に入居していただき、日常生活上必要な便宜を提供します。

入居者の生活の安心感を高めるため、関係機関との連携強化および生活支援体制の充実を図ります。

【実施サービス】

軽費老人ホーム事業 12部屋（1人部屋：9部屋 2人部屋：3部屋）

(7) その他の取組み

【収入】1,832千円

① 長浜市通いの場健康づくり教室（市受託事業）

サロン等で高齢者が集い交流する通いの場にて、フレイルを予防する体操の指導および効果の測定、健康教育、健康相談を実施します。

※フレイル： 健常から要介護へ移行する中間の段階。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。

② こほく健康づくり広場事業

市内の高齢者を対象に、健康増進、介護予防を目的に湖北福祉ステーションにおいて、筋力トレーニング機器による運動の場所を提供します。

③ 介護・介護予防出前講座

介護予防の推進、家庭介護者の負担軽減を図るため、各事業所の専門職員が自治会、老人会、サロン等の地域へ出向き、介護、介護予防、認知症予防等の講座を行います。

地域住民とのつながりを強化し、介護人材の裾野を広げる取り組みとして実施します。

3. 福祉ステーション・地域福祉センターの指定管理



(1) 福祉ステーション指定管理

指定管理者として、各福祉ステーションのもつ様々な機能を充実させ、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

(市内7施設)

- ・長浜東部福祉ステーション・長浜北部福祉ステーション・浅井福祉ステーション
- ・湖北福祉ステーション・高月福祉ステーション
- ・木之本福祉ステーション・西浅井福祉ステーション

①高齢者福祉センター事業

【収入】44,829千円

高齢者や地域住民が健康でいきいきとした生活が送れる交流・憩いの場を提供するとともに、仲間づくりや健康維持のために各種生きがい活動事業の実施や相談窓口を開設し、地域福祉推進の拠点として運営します。

■外出支援事業（東部・北部）

高齢者等の外出を支援するため福祉ステーション内において健康体操や各種の講演・レクリエーション等を実施し、こころやからだの病気・生活習慣病の予防・改善につなげます。

また、併せて買い物の交通手段にお困りの方の買物支援（センターから大型量販店等への送迎）をすることにより、外出の機会を増やし要援護者への生活支援につなげます。

■買い物支援事業（東部）

交通手段にお困りの方の買物支援（ご自宅近くの会館から大型量販店等へ（送迎）をすることにより、外出の機会を増やし要援護者への生活支援につなげます。

■生きがいづくり講座の開催と仲間づくり支援（北部・東部）

高齢者等の生きがいづくりを促進するため、各種趣味活動への導入講座を開催し、高齢者の活動的で豊かな余暇を応援します。また、高齢者等の仲間づくりを支援することで地域のつながりを深めます。

■福祉講演会の開催（東部・北部）

地域住民を対象に高齢者福祉等を題材とした講演会や福祉課題に対する研修会を実施し、地域福祉を推進します。

■健康広場（東部・北部）

機能訓練マシンを利用した高齢者の加齢による身体機能・能力の低下を防止することを目的にし、健康の維持増進に役立てます。

■介護予防教室

高齢者の健康増進を図るための教室を開催し、介護予防に努めます。

- 健康体操（東部・北部）
- ヨガ体操（東部）
- バランスボール教室（北部）
- 介護予防音楽教室（北部）
- 3B体操（北部）

■いきいき講座（高月・木之本）

高齢者の健康増進と交流を図ることにより、活動的で明るく生きがいのあ
る日常生活が送れるように支援します。

（高月）

- シルバー体操 フラワーアレンジメント
将棋クラブ 男の料理教室 ヨガ教室

（木之本）

- 男の料理教室 伝統料理教室

②地域包括支援センター（北部・高月）

③その他介護事業

■通所介護事業 （東部・北部・浅井・湖北・高月・木之本・西浅井）

■居宅介護支援事業（北部・西浅井）

（２）地域福祉センター指定管理

【収入】 4, 1 4 6 千円

長浜市地域福祉センター（さざなみタウンながはま文化福祉プラザ内）を指定管理者
として受託し、本市における地域福祉推進の中核拠点として更なる地域福祉の向上に向
けた取り組みを進めます。

【内 容】

- 地域福祉活動の調整、啓発、推進および支援
- 地域福祉活動の担い手育成および相談支援
- 協働による地域福祉活動の推進
- 管理施設の貸出業務

【公益事業】



（１）地域包括支援センターの運営

【収入】 131,821千円

高齢者等の心身の健康の保持および生活の安定のための必要な支援へつなぐことを業務とし地域包括支援センターを運営しています。高齢化が進み、認知症や身寄りがない一人暮らし高齢者、複雑な課題を抱える家庭が増加する中、住み慣れた地域で自立した日常生活が安心しておくれるよう専門職が相談対応にあたり、環境整備と地域ネットワークおよび各関係機関と連携することで地域包括ケアを推進します。

また法人内部においても部署・制度の縦割りを越えた職員間の連携・協働を推進し、地域課題の発見や情報共有、事業の企画・運営、人材育成等を行い、包括的支援体制の構築を進めます。

【内 容】

- 総合相談支援業務
- 虐待・権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- 認知症施策推進業務

【実施センター】

- 神照郷里地域包括支援センター（長浜北部福祉ステーション内）
- 浅井びわ虎姫地域包括支援センター（虎姫生きがいセンター内）
- 湖北高月地域包括支援センター（高月福祉ステーション内）

（２）介護職員初任者研修の開催

【収入】 784千円

介護職の人材不足が深刻化する中で、一人でも多くの方に地域の福祉や介護に関心を持っていただき、介護に関する基礎知識や技術を身につける機会を提供することで、介護の仕事に対する理解を深め、地域の新たな人材の確保に繋がります。

また、すでに就業されている無資格の介護職が資格を有することで待遇の改善や資質の向上を図り、意欲を持って介護の仕事が続けることができるよう介護職員初任者研修を実施します。

【会務運営・その他】

法人運営の基盤となる理事会および評議員会を適切に開催し、地域の実情と社会情勢に対応した法人運営に努めます。法令順守の視点からは、監事会等をとおして会計および事業運営の適正化とコンプライアンス体制を堅持し、適切な法人運営を推進します。

また、近年の物価高騰や人件費の上昇等、福祉経営を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中で、デジタル化の推進や業務効率化・生産性向上に取り組み、持続可能で効果的な組織運営を目指します。

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 監事会の開催

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

(5) 福祉関係団体等との情報共有・懇談会

(6) 長浜市共同募金委員会・日本赤十字社長浜市地区

長浜市共同募金委員会の事務局として、「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」の募金活動に取り組みます。

また、日本赤十字社長浜市地区の事務局として、日本赤十字社の活動資金募集、災害における救援援助活動、赤十字奉仕団活動の支援等を実施します。

国内外の災害時において、共同募金会、日本赤十字社の義援金・救援金募集の受付窓口として被災地支援を行います。



部門ごとに持続可能な開発目標（SDGs）を掲げ取り組みを進めます。

※部門ごとにロゴ標記で記載しています。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は世界全体で取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり長浜市社会福祉協議会としても各事業との相関関係を整理し積極的に取り組みを進めます。

(7) 組織体制

令和8年度 長浜市社会福祉協議会 組織図

